

兵庫県警察職員相談規程

〔昭和53年1月10日〕
〔本部訓令第1号〕

兵庫県警察職員相談規程を次のように定める。

兵庫県警察職員相談規程

(目的)

第1条 この規程は、相互共済の理念に基づき、悩み、不安、困りごと等を持つ職員等に対し、職員相談員等が行う相談業務について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員相談（以下「相談」という。） 職員等の私生活の安定向上と健全化を図り、勤務能率を増進させるため、職員等からの申出又は必要に応じ、個別に助言、あっ旋、指導その他必要な措置を講ずることをいう。
- (2) 相談者 警察職員及びその家族（退職者及びその家族並びに遺家族を含む。）で相談を申し出た者をいう。
- (3) 相談員等 専従相談員、専門相談員及び所属の職員相談員をいう。

(相談の申出)

第3条 相談者は、いつでも相談員等に対して直接又は電話若しくは文書で相談の申出をすることができる。

(相談事項)

第4条 相談は、おおむね次ぎに掲げる事項について行うものとする。

- (1) 金銭に関すること。
- (2) 住宅又は土地に関すること。
- (3) 医療に関すること。
- (4) 就職に関すること。
- (5) 結婚に関すること。
- (6) 職場に関すること。
- (7) 家庭に関すること。
- (8) 交通事故に関すること。
- (9) その他私生活に関すること。

(厚生課長の責務)

第5条 警務部厚生課長（以下「厚生課長」という。）は、相談業務を掌理し、相談制度の効果的な運営についてその責に任ずるものとする。

(所属長の責務)

第6条 所属長は、相談制度に関する指導教養に務めるとともに、当該所属の職員相談員に対する勤務及び処遇について、格別の考慮を払うものとする。

(相談室の設置)

第7条 警務部厚生課に、職員相談室（以下「相談室」という。）を設置し、所要の相談員等を置く。

（専従相談員）

第8条 厚生課長は、所属職員の中から適任と認められる者を専従相談員に勤務指定するものとする。

（専門相談員）

第9条 本部長は、専門的知識経験を有する者を専門相談員に委嘱することができる。

（職員相談員）

第10条 所属長は、当該所属職員の中から適任と認められる者を、厚生課長と協議の上、職員相談員（以下「相談員」という。）に指名するものとする。ただし、本部の所属（警察学校、機動捜査隊、機動パトロール隊、鉄道警察隊、運転免許課、運転免許試験場、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊を除く。）にあっては、この限りでない。

2 前項に規定する相談員の指名の基準は、次の表のとおりとする。

所属定員数 相談員	300人以上	200人 ～ 299人	100人 ～ 199人	99人以下
	基準人数	7人	5人	4人

3 異動等により指名変更の必要があるときは、第1項に準じて指名するものとする。

（相談員会の設置）

第11条 所属長は、相談業務を円滑適正に推進するため相談員で構成する相談員会を置くものとする。

2 相談員会に、代表者を置く。

3 代表者は、相談員の互選により選出し、相談員会の会務を代表する。

（相談処理の原則）

第12条 第3条の規定により相談の申出を受けた相談員等は、原則として自己の良識及び裁量において処理するものとする。ただし、相談事項の内容等から判断して相談室又は他の所属において処理することが適当であると認められ、かつ、相談者の了解を得たときは、関係先の相談員等に移送し、又は協力を得て処理することができる。

（相談処理上の遵守事項）

第13条 相談員等は、相談処理に当たり次ぎに掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 誠実な接遇 相談者の立場を尊重し、温情と誠意をもって相談に応じ、納得のゆく解決を図るよう努めること。
- (2) 秘密の厳守 相談者及びその関係者の名誉を傷つけることのないよう、取扱中に知り得た事項については、絶対に他に漏らさないこと。
- (3) 身上監督との区別 言語態度に注意するほか、面接場所等の選定に配慮するなど、いささかも身上監督に及ぶような印象を与えないこと。
- (4) 不利益取扱いの禁止 相談者に対し、相談を申し出たことにより、身上に関して不

利益な取扱いを受けることが絶対でない旨を理解させること。

- (5) 自主解決の促進 相談者自らの力によって、問題の所在を明確にするように努めさせ、相談者において解決が困難な場合に、具体的な方策を教示するよう配慮すること。
- (6) 継続相談の配慮 事後の経過をよく見守り、必要に応じ継続して面接する等、本人の精神面の安定を図ること。
- (7) 関係者への協力依頼 複雑かつ困難な問題については、相談室及び他の相談員等の意見を聞く等、慎重にその解決方策を見いだすよう努めること。
- (8) 協力と援助 相談業務について他の相談員等から協力援助を求められたときは、誠実かつ積極的に協力し、処理の促進に努めること。

(報告等)

第14条 相談業務に関する報告又は連絡は、次ぎに掲げるところにより行うものとする。

- (1) 相談処理状況報告 相談員は、毎年6月末及び12月末現在において、その月までの各半年間に取り扱った相談状況を相談処理状況報告書(別記様式)により個別に厚生課長に報告すること。
- (2) 相談処理状況連絡 厚生課長は、毎年2回相談処理状況を、所属長に連絡すること。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和53年2月1日から施行する。

(兵庫県警察職員生活相談規程の廃止)

2 兵庫県警察職員生活相談規程(昭和48年兵庫県警察本部訓令第28号)は、廃止する。

附 則 (昭和58年4月1日本部訓令第3号)

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年3月31日本部訓令第10号)

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年6月14日本部訓令第3号)

この訓令は、平成12年6月14日から施行する。

附 則 (平成18年10月5日本部訓令第32号)

この訓令は、平成18年10月5日から施行する。